

(消費者委員会 第 56 回公共料金等専門調査会説明資料)

# 消費税率引上げに伴う 公共料金等の改定について

令和元年 6 月 7 日  
消費者庁

## 公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

〔平成23年3月14日  
物価担当官会議申合せ〕

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第16条第2項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取り扱うこととする。

なお、昭和47年7月20日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

### 記

1. 重要な公共料金等（別紙1に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙2に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
3. その他は各省庁において処理するものとし、事後速やかに消費者庁へ情報提供を行う。
4. ただし、1. 及び2. のうち法律、政令または予算による等、公共料金等が閣議を経て決定される場合には、重ねて関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うことは要しないこととする。この場合において、所管省庁はあらかじめ法令協議や予算編成段階等において消費者庁と調整を行うものとする。
5. 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
6. 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

### 附 則

1. この申合せは、平成30年4月1日より施行する。

別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限 ① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。） ② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物 (2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法の設定又は変更 (3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更
財務省	(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）
文部科学省	〔(1) 国立学校授業料の額の標準〕
厚生労働省	〔(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。）〕
経済産業省	(1) 一般電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の供給約款料金 (2) 一般ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）
国土交通省	(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） ① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州） ② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄） ③ 東京地下鉄及び大阪市高速電気軌道、5大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市をいう。）の公営地下鉄 (2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。） ① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル） ② 大阪シティバス及び5大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市をいう。）の公営事業者 (3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）

(※) 別紙2は省略。

## 閣僚会議の開催について

平成 5 年 8 月 24 日  
閣 議 口 頭 了 解  
平成 10 年 12 月 15 日一部改正  
平成 12 年 12 月 26 日一部改正  
平成 18 年 4 月 28 日一部改正  
平成 21 年 8 月 25 日一部改正  
平成 21 年 11 月 17 日一部改正  
平成 24 年 12 月 7 日一部改正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成 5 年 8 月 13 日閣議決定）によりすべて廃止したところであるが、今回、以下の閣僚会議が必要と認められるので、別紙のとおり今後開催するものとする。

物価問題に関する関係閣僚会議

（以下略）

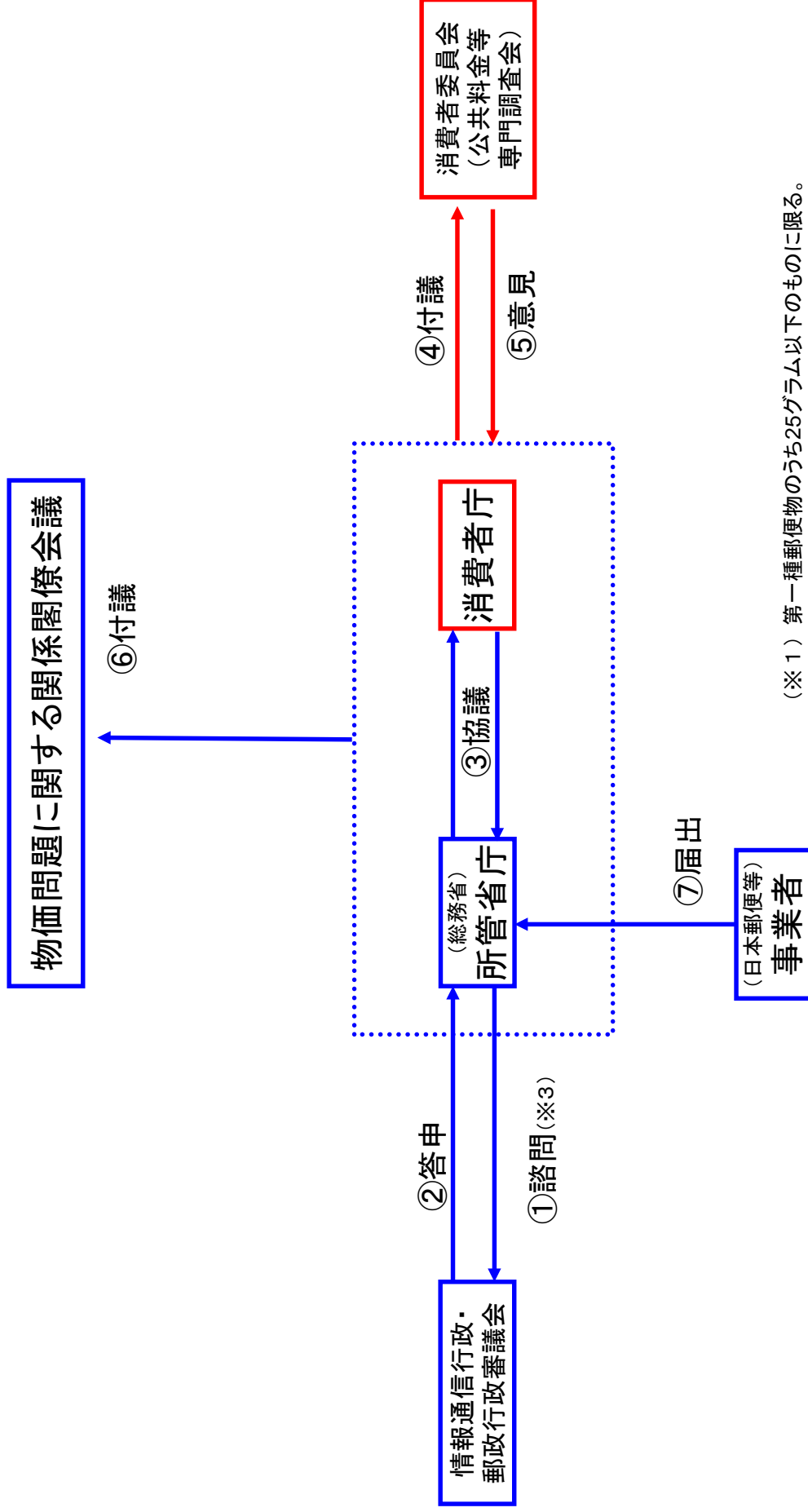
（別紙）

### 第 1 物価問題に関する関係閣僚会議

1. 長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的として、物価問題に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣官房長官とする。  
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、消費者庁において処理する。

# 公共料金改定手続きの基本的な流れ

(定形郵便物<sup>(※1)</sup>及び信書郵便物<sup>(※2)</sup>の上限料金の改定例)



(※1) 第一種郵便物のうち25グラム以下のものに限る。

(※2) 一般信書郵便物のうち25グラム以下のものに限る。

(※3) 総務省令で定める郵便料金等の上限料金を改正する場合に諮問

## 消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について

平成 25 年 8 月 1 日  
物価担当官会議申合せ  
一部改正 平成 30 年 12 月 27 日

2019 年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の適正性の確保に向けた課題の検討については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

(参考) 新旧対照表

改正後	現行
<p>消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について            〔平成 25 年 8 月 1 日            物価担当官会議申合せ            一部改正 平成 30 年 12 月 27 日〕</p> <p>2019 年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、下記のとおり取り扱うものとする。</p> <p>記</p> <p>1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。</p> <p>2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。</p>	<p>消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について            〔平成 25 年 8 月 1 日            物価担当官会議申合せ〕</p> <p>平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げに伴う公共料金等の改定については、<u>今般の消費税率引上げが段階的に実施されることにも配慮しつつ、下記のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>記</p> <p>1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。</p> <p>2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。</p>

3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。

4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒して行うことも妨げない。

5. 消費税引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供できるよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の適正性の確保に向けた課題の検討<sup>(※)</sup>については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。

(※) 消費者基本計画の記載の変更に伴う修正。

3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。

4. 消費税率の引上げを前提とした公共料金等の改定を、消費税引上げの適用日前に実施することは認めない。

5. 消費税引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供できるよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

なお、公共料金等の妥当性の継続的な検証等の課題については、別途、消費者基本計画に基づき、引き続き検討していくこととする。